

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	下水道使用料調定等事務ファイル
行政機関等の名称	吹田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	下水道部経営室
個人情報ファイルの利用目的	下水道使用料の調定、減免、徴収及び精算に関する事務に利用する。
記録項目	1お客様番号、2利用区分、3使用者名、4住所、5方書、6請求区分、7口座情報、8請求先氏名、9請求先住所、10請求先方書、11水栓番号、12上下区分、13開閉区分、14検針地区、15検針区分、16検針日、17指針、18メーター、19取付日、20中止日、21中止理由、22開始日、23用途、24認定区分、25認定値、26調定年月、27指示数、28排水量、29調定額、30収納日、31未納額
記録範囲	吹田市公共下水道の使用者
記録情報の収集方法	使用者からの申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない
記録情報の経常的提供先	吹田市水道部
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	請求書提出先 (名 称) 吹田市市民部市民総務室 (情報公開担当) (所在地) 〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 4 0 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)  政令第21条第7項に該当するファイル  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(条例での規定なし)	
備 考	新規届出日：令和5年(2023年)4月1日	